



人権平和資料館だより

2020年（令和2年）4月

# HUMAN RIGHTS & PEACE 第265号

人権と平和は

21世紀のキーワード

〒720-0061 福山市丸之内1-1-1

TEL 924-6789 FAX 924-6850

[jinken-heiwa-shiryokan@city.fukuyama.hiroshima.jp](mailto:jinken-heiwa-shiryokan@city.fukuyama.hiroshima.jp)

## 障がい者スポーツを考えるパート1 ～パラリンピックの世界へようこそ～

期間 4月19日(日)～6月30日(火)

期間中入場無料



来年には延期された『東京2020オリンピック・パラリンピック』が開催されます。今回の企画展では、「東京2020パラリンピック」に先立ちその概要について広く市民の皆さんに理解していただくとともに、競技の歴史や用具の工夫を通して、障がい者スポーツのあり方と共生できる社会の実現について考えていきます。展示パネルは、国際パラリンピック委員会が子どもたちに「東京2020パラリンピック」の魅力を伝えることを目的として開発された資料をもとに作成しています。

## パラリンピックムーブメントがめざす、共生社会について

パラリンピックムーブメントとは、パラリンピックスポーツを通して発信される価値やその意義を通して世の中の人に気づきを与え、より良い社会を作るための社会変革を起こそうとする活動のことをさします。パラリンピックムーブメントの推奨は、パラリンピアンや大会の関係者だけでなく、社会変革を起こそうとする人、団体すべてが担います。

すべての人にはスポーツに参加する権利があります。それは障がいがある人も同じです。スポーツを楽しむうえで、障がいのためにできないことがあったり危険が伴うと考えられることに対し、発想を転換したりやり方を変えるなどの創意工夫をルールに反映させて参加の可能性を広げているのがパラリンピックスポーツです。パラリンピックから学ぶ「創意工夫」は、さまざまな機会が公平に与えられるような共生社会の実現を促進するためのきっかけとして捉えることができます。

今回のパネル展をきっかけに、次のことについて考えていきたいと思います。

- できないことではなく、できることに注目する。
- できないことでもあきらめず、どうやったらできるようになるか考える習慣をつける。
- 物理的・心理的なバリアをなくすことについて考える。
- 工夫の結果、一方的にどちらかが有利にならないように考える。
- 障がいがあるからできないのではなく、環境が「できないこと」を生じさせていることがあるということを考える。

### パラリンピック競技の一場面



車いすバスケットボール



シッティングバレーボール